

各位

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
東京手話通訳等派遣センター
センター長 森 せい子
(公印略)

手話通訳者および要約筆記者の派遣に係るキャンセル料の改定について（お願い）

日頃より当法人の事業にご理解ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、企業・官公庁・団体・学校等からのご依頼を承り、当センターの手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業に関し、2025年4月1日派遣分よりキャンセルに係る料金を下記のとおり改定することになりました。今後も皆様のニーズに対応した手話通訳者・要約筆記者（以下、通訳者）を派遣するため、人材確保に努めていく所存でございます。

何かと厳しい情勢の中大変恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2025年4月1日派遣分より

2. キャンセル料発生の基準

キャンセルの連絡は、原則口頭ではなく、EメールまたはFAXにて承っております。
キャンセル料の発生については以下の基準にて対応させていただきます。

| 連絡をいただくタイミング | ご請求させていただく費用 |
|--------------------------------------|--|
| 派遣前々日（前々日が当センター閉所日の場合はその前開所日）の昼12時まで | キャンセル料はご請求しません。 |
| 以降、派遣前日（前日が当センター閉所日の場合はその前開所日）の開所時間内 | 2時間分の費用を派遣予定人数分ご請求いたします。 |
| 派遣前日（前日が当センター閉所日の場合はその前開所日）の閉所時刻以降 | ご依頼時間2時間30分まではご依頼時間分の費用を派遣予定人数分ご請求いたします。 2時間30分を超える場合は、3時間分の費用を派遣予定人数分ご請求いたします。 |

※当センターは日曜・祝日以外の平日9～19時、土曜日は9～17時に開所しています。

※2025年度から別にご案内の通り派遣料金改定も実施させていただきます。この改定により最低請求時間が1時間から2時間に変更となっています。キャンセル料についても同様のご請求となります。

※日々多くの派遣依頼に応じています。必要な派遣先に適切に派遣をするため、可能な限り早めのご連絡をお願いいたします。

3. その他特別な対応

天災地変、暴動、公共交通機関の運航中止、官公署の命令などの派遣を申請した企業・団体などの関与しえない事由により会議・研修・行事などが中止となった場合のキャンセルについては、原則キャンセル料をいただきません。ただし、通訳者が自宅を出発した後のキャンセル連絡の場合には最初の2時間分の通訳料金をご請求させていただきます。

以上

<本件の問い合わせ先>

東京手話通訳等派遣センター 管理部門長 渡邊

T E L 03-3352-3335 F A X 03-3354-6868

Eメール soumu@tokyo-shuwacenter.or.jp